

令和7年4月16日

## 公金受取口座の一部が誤って利用できなくなった件について

この度、口座登録法にかかるシステム対応の一環として、当センターから、加盟信用金庫のお客様が令和7年3月末までにマイナポータル等から公金受取口座として登録された預金口座の中で、公金受取口座の対象外とすべき預金口座の確認結果をデジタル庁へ報告しました。

その際、一部誤った結果をデータ連携したため、一部のお客様について、実際には公金受取口座として利用できる預金口座を公金受取口座として利用できなくするための措置が講じられてしまいました。

今般の事象を受けて、当センターでは、該当の加盟信用金庫にお客様からのお問い合わせにご対応いただくようお願いするとともに、今後同様の事象が発生しないよう、4月14日（月）にシステム変更を完了しております。

お客様ならびに加盟信用金庫の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。